

市県民税（国民健康保険税など）

平成 28 年度
(平成 27 年分) 申告のご案内

申告は前年中の所得金額や所得控除額などに基づき、市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者制度の保険料などを算出する基礎となります。また、年金の手続きや保育所の入所・児童手当・扶養などの申請や公営住宅入居の申し込み、福祉などの手続きの際の各種証明発行（所得証明など）にも必要です。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

住民税申告書・収支内訳書は
次の施設にあります
税務課、メディア交流館、小岱
工芸館、みどり蒼生館、万田炭
鉱館、中央公民館、市民サービ
スセンター

申告の必要がない人

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与と所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から市役所へ給与と支払報告書が提出されていて、医療費控除などの控除を新たに追加する必要のない人

申告が必要な人

平成 28 年 1 月 1 日現在、荒尾市に住んでいた人で、右のどれかに当てはまる人

申告に必要なもの

- 事業所得がある人は、帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- 給与・公的年金の源泉徴収票（原本）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 所得税の還付申告の場合は、本人の金融機関と口座番号が分かる通帳など
- 医療費控除を受ける場合は、領収書（医療を受けた人ごとに合計額を計算したもの）
- 社会保険料控除を受ける場合は、社会保険などの支払証明書か領収書。または、国民年金保険料控除証明書か領収書
- 生命保険料控除か地震保険料控除を受ける場合は、保険会社から発行される生命保険か地震保険の控除証明書
- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳



公平な納税にご協力を！

市県民税について
所得税について

税務課市民税係
玉名税務署（個人課税）

☎ 63-1342
☎ 72-2125

申告相談会を行います

- 日程 下の表のとおり
- 受付時間 午前 8 時 30 分～ 11 時
午後 1 時～ 4 時
- 混雑が予想されます
混雑を避けるため、できる限り行政区で指定された日に、時間に余裕を持ってお越しください。
例年、午前中が混雑する傾向にあります。午前中の来場者が多い日は、午前の受付を 11 時前に締め切る場合もあります。その際は、番号札をお取りいただき、午後の受付となります。

- 会場
市役所 1 階 11 号会議室
※市役所庁舎本館の耐震改修工事に伴う、駐車場の規制はありません。
- 所得税の確定申告をする人は
混雑を緩和するため、e-TAX での申告や、申告書を自分で記入して玉名税務署か市役所に提出することをお勧めしています。所得税の還付申告（医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は、2 月 16 日（火）より前でも税務署に提出できます。
※国税庁ホームページ「確定申告特集ページ」をご覧ください。

期日	受付行政区	その他
2 月 16 日（火）	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形 1 ～ 4 丁目	混雑が予想されます
17 日（水）	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路	
18 日（木）	東宮内、住吉町、大平町 1 ～ 3 丁目、大島下、日の出町、昭和町	
19 日（金）	朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町 1 ～ 3 丁目	
22 日（月）	西原町 1 ～ 3 丁目、大島町 3 ・ 4 丁目、大正町 1 ・ 2 丁目、妙見、松葉	
23 日（火）	甲根、原、万田東、万田中、原万田社宅、深瀬、倉掛	
24 日（水）	倉懸東・中・西、深瀬丘、古庄原、辻町、中央東、中央西	★午後 6 時まで受付
25 日（木）	大和、新生、一紡	
26 日（金）	新生西、新大和、荒尾大谷	
29 日（月）	向陽台、大東、中央北、青葉	
3 月 1 日（火）	緑ヶ丘 2 ～ 5 丁目、平井大谷、開、みどり	
2 日（水）	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿	★午後 6 時まで受付
3 日（木）	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸	
4 日（金）	府本上・下、樺上・下、金山上・下、上赤田・下赤田	
7 日（月）	菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、井川口、川後田	
8 日（火）	蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町 2 丁目	
9 日（水）	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、山浦町、新図	★午後 6 時まで受付
10 日（木）	牛水上・中・下、水島、小野、高浜	
11 日（金）	八幡台 1 ～ 4 丁目	
14 日（月）	桜山町 1 ・ 3 ・ 4 丁目	
15 日（火）	予備日	